白井市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の移植の推進及びドナー登録の増加を図るため、ドナー及び勤務事業所に対して、白井市骨髄等移植ドナー支援事業助成金（以下、「助成金」という。）を交付することについて、白井市補助金等交付規則（平成元年規則第１０号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

（１）ドナー　本市に居住し、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に規定する住民基本台帳に記録されているものであって、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了した者又は骨髄等の提供に係る最終同意を行った後に当該骨髄等の提供が中止された者をいう。

（２）勤務事業所　ドナーが勤務している国内の事業所（個人事業主、国、地方公共団体及び独立行政法人を除く。）をいう。

（助成対象者）

第３条　この要綱に基づき助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、ドナー及び勤務事業所であって、他の地方公共団体から助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていない者とする。

（２）国及び地方公共団体並びに独立行政法人の職員でない者。

（助成金の額）

第４条　助成金の額は、別表に定めるとおりとする。

（助成金交付の申請）

第５条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は白井市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書（ドナー用）

（別記第１号様式）又は白井市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書（事業所用）（別記第２号様式）により、骨髄等の提供が完了した翌日から起算して１年以内に申請しなければならない。

２　ドナーが白井市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書（ドナー用）（別記第１号様式）を提出するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）住民票記載事項証明書等の対象者の住所を証明する書類

（２）骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を完了したこと及び通院等の日数を証明する書類

（３）その他市長が必要と認める書類

３　勤務事業所が白井市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書（事業所用）（別記第２号様式）を提出するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、既に規則第２条第１項の規定によるドナーからの申請があった場合は、第１号及び第４号に掲げる書類の添付を省略することができる。

（１）住民票記載事項証明書等のドナーの住所を証明する書類

（２）登録事項証明書等の勤務事業所の所在を証明する書類

（３）ドナーとの雇用関係を証明する書類

（４）骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を完了したこと及び通院等の日数を証明する書類

（５）その他市長が必要と認める書類

（助成金の交付決定等）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、白井市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付決定（却下）通知書（別記第３号様式）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第７条　申請者が、前条の規定により交付の決定を受けたときは、白井市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付請求書（別記第４号様式）により市長に請求しなければならない。

（助成金の返還）

第８条　市長は、偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けた者があるときは、支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和元年７月１２日から施行し、同日以降に行った骨髄等の提供について適用する。

附　則

１　この要綱は、令和６年８月１日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

別表（第３条関係）

骨髄等の提供のための通院等の内容	助成金の額	
	ドナー	事業所
健康診断又は自己血採血のための通院又は入院	１日につき２万円	１日につき１万円
骨髄等の採取のための通院又は入院		
骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院又は入院		

備考

（１）助成金を支給する日数は、通算７日を上限とする。

（２）通院等の日数は、骨髄等の採取及びこれに関連する医療処置により生じた健康被害のための通院等は、含まないものとする。